

地域密着型サービス事業所整備費等補助金について

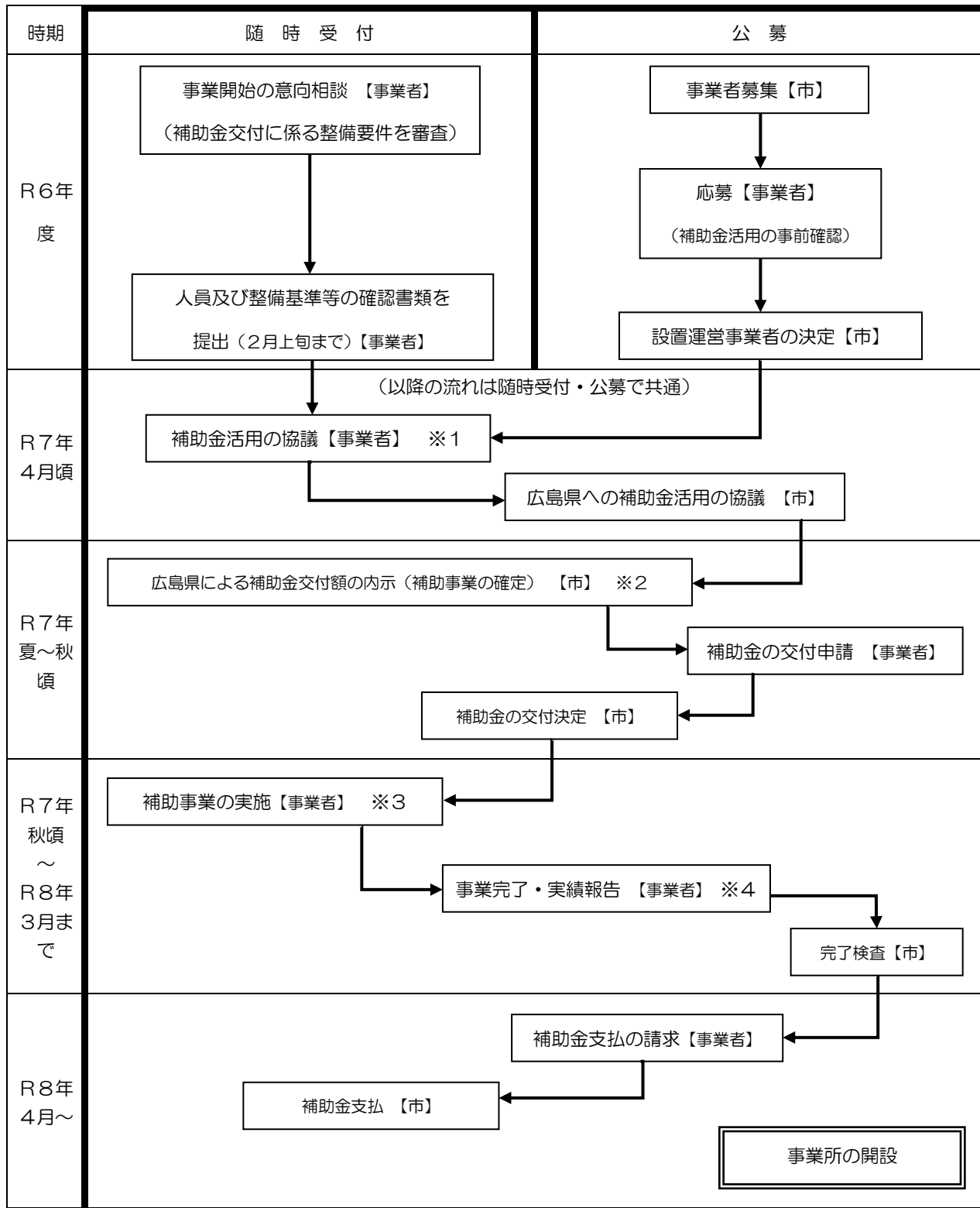
1 概要

次に掲げる種別の事業所について、開設のために施設等の整備を行う費用や、円滑な開所に必要な準備経費等の補助を行います。

種 別	補 助 内 容	基 準 額 （ 上 限 額 ） （※令和6年度）
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	施設の整備等	1施設当たり 6,470,000円
	開設準備経費等	1施設当たり 15,300,000円
認知症対応型通所介護事業所	施設の整備等	1施設当たり 13,000,000円 （空き家を活用した整備の場合は、 1施設当たり 9,710,000円）
	開設準備経費等	補助対象外
小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型 居宅介護事業所	施設の整備等	1施設当たり 36,600,000円 （空き家を活用した整備の場合は、 1施設当たり 9,710,000円）
	開設準備経費等	（宿泊）定員数1人当たり 914,000円
認知症対応型 共同生活介護事業所 （グループホーム）（※）	開設準備経費等	（宿泊）定員数1人当たり 914,000円

※認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）に対する事業所整備等補助金は、本市が定める補助対象圏域（高齢者人口に対する施設定員数の割合が低い圏域）内で整備する場合に限りです。

2 補助金活用の流れ（令和8年4月開設の場合）



- ※1 補助金活用の協議は、補助金の交付を約束するものではありません。補助の要件を満たしていても、本市及び広島県の予算の都合等により、補助金を交付できない場合があります。ついでに、応募時の資金計画は、補助金の交付を見込まないものとして作成してください。
- ※2 広島県による補助金交付額の内示(補助事業の確定)は、例年夏～秋頃に行われていますが、事務の都合等により内示時期が遅れる場合があります。
- ※3 補助金の交付決定後に補助事業を実施してください。交付決定前に補助事業に着手された時には、補助金を交付できない場合があります。また、補助事業を行うために締結する契約については、本市の契約規則に準じた契約手続きを行ってください。
- ※4 年度内に完了検査を終える必要があります。年度内に補助事業を完了できない時には、原則として補助金を交付できません。